

三田市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき、本計画を策定するものである。

(2) 三田市の現状

本市では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまでから兵庫県教育委員会が策定した「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づいた「勤務時間の適正化推進委員会」の定期開催(各学期)、市立学校における勤務時間の適正化に向けた取組の理解を求める保護者あて通知文の配布や市ホームページへの掲載などを通して取組を進めてきた。

令和2年4月には、「三田市立学校に勤務する教職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」を制定するとともに、令和3年4月に「三田市立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」を策定した。

また、令和6年度に、中央教育審議会の答申や国の通知を受け、兵庫県教育委員会において全県共通目標及び全県共通取組が設定され、令和7年6月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための「県・市町共同メッセージ」を発出した。これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を推進している。

こうした取組の結果、市立学校における一人あたりの月平均の時間外在校等時間は、令和元年以降減少傾向にあるが、依然として30時間を上回っている。

【月平均時間外在校等時間の推移】

年度	R元年※コロナ前 (2019)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
月平均在校等時間	36 : 41	34 : 22	33 : 26	30 : 55

一方で、年間のうち、ひと月でも過労死等との関連が指摘される月80時間を超えた教職員は64人(9.8%)に達している。さらに、教育委員会が規則で定める、教職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行うことが必要な場合の上限時間(年間720時間)を超えた教職員は35人(5.3%)に上っている。

【三田市立学校の令和6（2024）年度の時間外在校等時間の状況】※1

項目	人数	割合
一人あたり年間平均時間外在校等時間 371時間9分（月平均：30時間55分）	—	—
1箇月時間外在校等時間 80時間超 ※2	64人	9.8%
1箇月時間外在校等時間 45時間超 ※2	479人	73.1%
年間時間外在校等時間 360時間超 （月平均30時間超）	284人	43.4%
年間時間外在校等時間 720時間超 （月平均60時間超）	35人	5.3%

※1 常勤の県費負担教職員 655人の状況

※2 令和6年度においてひと月でも月80時間または45時間を超えたことがある教育職員の実人数

また、市立学校における精神疾患による病気休暇等取得者数は、以下のとおり令和4年に12人と急増したが、概ね横ばいで推移している。

【市立学校の病気休暇等取得者の状況（90日以上病気休暇及び休職）】（単位：人）

年度	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
病気休暇等取得者	5	5	5	12	6	6

2 計画期間

令和8（2026）年度から令和11（2029）年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・ 1年間時間外在校等時間：360時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 年次休暇を計画的に年間10日以上取得する教職員：100%
【R 6（2024）実績：10日以上取得 78.7%】
- ・ ストレスチェック（公立学校共済組合心のセルフチェックシステム）における健康リスク値（総合）：100以下（全国平均が100）
【R 6（2024）実績：82.3】

4 実施する業務量管理・健康確保措置

（1）業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（兵庫県教育委員会、令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・ 働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・ 定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施

ウ 「学校業務改善プロジェクトチーム」の設置

- ・ 全校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・ 「ノー部活デー」の実施（再掲）
- ・ 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ 担当者研修会の実施

- ・ 教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・ 「まなびポケット」の活用
- ・ 学校Webサイトによる情報発信
- ・ ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「学校業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・ スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の積極的な活用

⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・所管課において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
 - ・好事例の取組を推進
- ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
 - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

⑥執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
 - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
 - ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・「兵庫県ハラスメント防止指針」の周知・徹底
 - ・管理職・一般教職員研修の充実
 - ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

- ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整
 - ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域コーディネーターの配置により、関係者間の連絡調整を実施
- イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・弁護士による法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援
 - ・市指導主事による、保護者、住民からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力等の支援を実施

②教師以外が積極的に参加すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
 - ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても精選を継続実施し、調査数・量を縮減
- イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・「ICT運営支援センター」を設置し、問い合わせへの対応や、ICT支援員派遣等による支援を実施
- ウ 部活動
 - ・「三田市中学校部活動ガイドライン」に基づく「ノー部活デー」の実施、地域展開、部活動指導員の配置

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・採択教科書に準拠した指導計画作成に関して、ICT活用やDX推進による業務の効率化を推進

イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進
- ・学習指導要領に対応したデジタル採点システムの順次導入

ウ 進路指導の準備

- ・市立特別支援学校及び特別支援学級への就職支援体制の推進

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育委員会及び学校長のリーダーシップのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒、保護者、教職員への効果的・機動的な支援を実施
- ・あすなる教室や校内サポートルームの利活用、子どものサポーターによる支援等、不登校児童生徒対応を実施
- ・教育委員会が設置した、特別支援教育に関する専門知識を有する関係者で構成される「特別支援教育サポートセンター」を、学校からの要請に応じて派遣し、教職員や保護者等へ指導助言を実施するとともに、同センター内に保護者等を対象とした相談窓口を設置
- ・医療的ケア看護職員や指導補助員、指導員、自立支援員を活用し、児童生徒の実態に応じた効果的な支援を実施
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒やその保護者への子ども多文化共生サポーターや三田市外国人語学指導員による支援、教職員への研修会等による支援を実施

～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」（兵庫県教育委員会）に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき、学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成AIやICT機器等の活用の促進
- ・勤怠管理システムの導入及び活用

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・統一の学校閉庁日の設定等による年次休暇取得の促進
- ・各学校における労働安全衛生管理体制の整備、「三田市立学校安全衛生協議会」の開催
- ・1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の教職員への産業医面談指導の実施

- ・メンタルヘルス研修の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

(3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる教育委員会内の関係部署が定期的集まり、現状の共有や有効な支援などを検討する。

5 今後のフォローアップ

- ・勤務時間の適正化推進委員会及び教育委員会定例会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、三田市ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実